

令和2年度 第1回 定例会議議案書

神戸市人と猫との共生推進協議会

【議案】

第1号議案	令和元年度事業報告について	1 P
第2号議案	令和元年度決算報告について	2 P
第3号議案	令和 2年度事業計画（案）について	3 P
第4号議案	令和 2年度予算（案）について	4 P
第5号議案	特定非営利活動法人兵庫猫のミーナの加入について	5～6 P
第6号議案	特定非営利活動法人兵庫猫のミーナの加入に伴う規約の改定について	7～9 P

【資料】

資料1	監査報告	10～11 P
資料2	令和元年度 野良猫繁殖制限事業実施状況	12～13 P
資料3	協議会ホームページ掲載 申請状況マップ	14～15 P
資料4	同上 手術実施状況マップ	16～17 P
資料5	神戸市から 神戸市人と猫との共生に関する条例の取組状況について	18～19 P
資料6	神戸市から 自治会アンケート結果報告	20～21 P

1. 地域猫活動と連携した野良猫の繁殖制限

(1) 野良猫の繁殖制限事業

・神戸市獣医師会、神戸猫ネットによる事業部会を開催し、「地域猫活動等への支援申込書」や「野良猫の多い地域に関する情報提供票」に基づき、野良猫の不妊去勢手術を計画的・集中的に実施し、効果的な繁殖抑制に取り組んだ。2,093匹の不妊去勢手術を実施

・対策区域内の野良猫の生息状況を経時的に把握するためのアンケート調査票の実施

(2) 協議会が行う野良猫の繁殖制限事業にかかる協力者の募集・登録

① 協力動物病院 神戸市獣医師会所属41動物病院、その他5動物病院 計46動物病院

② TNR実施協力者 1団体80名、個人1名 計81名

2. 野良猫の給餌・糞尿等に関する助言指導

(1) 野良猫の繁殖制限事業に伴う不適正な給餌者に対する指導助言

・対策区域の事前調査、TNR時に給餌者に対し指導助言を行った。

(2) TNR実務者研修会の開催

・令和元年10月にTNR実務者や地域猫活動団体等を対象に、感染症の研修会を開催

(3) 各種イベントへの参加

・令和元年10月に開催された動物愛護フェスティバルにおいて協議会事業のPR、啓発を実施

3. 猫の譲渡の推進

(1) 保護猫の譲渡会情報の収集、発信

・13団体の譲渡会、保護猫カフェ4か所の情報提供

(2) 協議会主催の譲渡会開催

・令和元年10月にIKEA神戸で開催

4. その他

(1) 定例会議の開催

・令和元年5月、8月、10月、令和2年3月の4回開催

(2) ホームページでの各種情報提供

(3) 寄付金、募金の収集

・企業、団体からの寄付、動物病院等での募金箱の設置

(4) 神戸市への事業内容等の報告

令和元年度 決算書

第2号議案

収入の部 平成31年4月1日～令和2年3月31日 (単位:円)

科目	予算額	収入額	摘要
1. 補助金	11,000,000	13,218,750	神戸市から「神戸市人と猫との共生推進協議会事業費」として(当初11,000,000円、追加2,218,750円)
2. 繰越金	697,073	697,073	
3. 募金・寄付	2,102,927	4,759,893	フェリシモ基金、あいおいニッセイ同和損保他
4. 利息	0	40	
合計	13,800,000	18,675,756	

支出の部 平成31年4月1日～令和2年3月31日 (単位:円)

科目	予算額	執行額	摘要
1. 野良猫繁殖制限事業費	12,862,000	17,476,818	不妊去勢手術費用(2,093匹) 現地作業等の実費 印刷経費(事前周知チラシ、猫管理票等)
2. 野良猫の給餌等に関する指導助言費	120,000	46,500	現地指導、啓発事業の実費
3. 猫の譲渡の推進事業費	20,000	92,528	譲渡会事業の実費、HP運営費
4. 定例会議費	66,000	50,694	交通費、会場費
5. 事務費	500,000	474,450	文具、封筒、郵送料、振込手数料、旅費、コピーリース料・印刷費用等
6. 保険料	132,000	125,000	情報漏えい賠償保険、管理者損害賠償保険、ボランティア保険、
7. 予備費	100,000	0	
合計	13,800,000	18,265,990	

繰越金 18,675,756 - 18,265,990 = 409,766 円

令和2年度 事業計画案

1. 地域猫活動と連携した野良猫の繁殖制限

野良猫により生活環境等に問題が生じている地域において不妊去勢手術を計画的・集中的に実施していくことにより、効果的な繁殖抑制に取り組んでいく。

- (1) 野良猫に関する情報をもとに事業部会において、繁殖制限対策区域の設定
- (2) 対策区域ごとに、地区別計画の策定
- (3) 野良猫の不妊去勢手術の実施（約1,850匹）
- (4) 過去3年間のTNRを踏まえた検証
- (5) 協力者(協力獣医師、TNR実施協力者)の募集・登録

2. 人と猫との共生推進事業に関する各種啓発

- (1) 神戸市人と猫との共生に関するガイドラインの周知
- (2) 野良猫の繁殖制限事業に伴う不適正な給餌者に対する指導助言
- (3) TNR実務者、地域猫活動団体向け研修会の開催
- (4) 各種啓発イベントの主催、共催による啓発

3. 猫の譲渡の推進

- (1) 協議会主催の譲渡会の開催（会場IKEA神戸）
- (2) 市域で保護された猫の譲渡会情報の収集、発信

4. その他

- (1) 定例会議、事業部会の開催
- (2) ホームページの作成および事業実施状況等の公表
- (3) 寄付金、募金集め
- (4) 神戸市への事業内容等の報告

令和2年度 事業予算案

第4号議案

収入の部

令和2年4月1日～令和3年3月31日 (単位:円)

科目	予算額	令和元年度 当初予算額	摘要
1. 補助金	13,619,000	11,000,000	神戸市から「神戸市人と猫との共生推進協議会 事業費」として
2. 繰越金	409,766	697,073	
3. 募金、寄付	2,600,234	2,102,927	
合計	16,629,000	13,800,000	

支出の部

令和2年4月1日～令和3年3月31日 (単位:円)

科目	予算額	令和元年度 当初予算額	摘要
1. 野良猫繁殖制限 事業費	15,651,000	12,862,000	不妊去勢手術費用約1,850匹 現地作業等の実費弁償 (20か所*3名*3日) 印刷経費 (事前周知チラシ、猫管理票等)
2. 野良猫の給餌等 に関する指導助言費	60,000	120,000	現地指導の実費弁償等 20か所*3,000円
3. 猫の譲渡の推進 事業費	120,000	20,000	譲渡会の開催、 情報収集及び情報発信 (HP作成・運営費等)
4. 定例会議費	66,000	66,000	交通費実費弁償 1回平均15,000円*3回、 会場費 @7,000円*3回
5. 事務費	500,000	500,000	文具、封筒、郵送料、振込手数料、旅費、 コピーリース料・印刷費用等
6. 保険料	132,000	132,000	ボランティア保険 (500円*14名=7,000円) 情報漏えい賠償保険 (120,000円) 管理者損害賠償保険 (5,000円)
7. 予備費	100,000	100,000	
合計	16,629,000	13,800,000	

※上記のほか、協議会事務局の運営については、「神戸市人と猫との共生推進協議会事務局費」補助金
9,000,000円を充てる。

様式1 (第2条関係)

2020年4月7日

神戸市人と猫との共生推進協議会会長 様

加入申請書

{ 獣医師が組織する団体
共生推進活動団体
公共的団体等 }

として、貴会に加入し、相互に連携して神戸市人と猫との共生に関する条例の目的を達成していきたいので、下記により申請します。

記

1 団体名 特定非営利活動法人兵庫猫のミナ
代表者 松井 美枝
連絡先 078-891-4796 080-6204-0760

2 主な活動の拠点 神戸市内全域

3 これまでの活動実績

設立から毎月、神戸居留地にある高砂ビルでの譲渡会を開催し、現在75回までしております。

その間、毎年200匹前後の里親を見つけ、900以上の猫たちが幸せになりました。

神戸市動物管理センターから猫を引き取り、ミルクから育てており、昨年は、77匹を迎えました。





神戸市長
印

神戸市協第 2523 号
令和 2 年 3 月 25 日

特定非営利活動法人兵庫猫のミーナ
設立代表者 松井 美枝 様

神戸市長 久 元 喜 造



令和 2 年 2 月 14 日付けで申請を受け付けた下記の特
定非営利活動法人の設立については、特定非営利活動
促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 12 条第 1 項の規
定に基づき、令和 2 年 3 月 25 日付けで認証します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人兵庫猫のミーナ
- 2 代表者の氏名
松井 美枝
- 3 主たる事務所の所在地
神戸市灘区灘南通 5 丁目 4 番 6 号

神戸市人と猫との共生推進協議会規約改定案

(趣旨)

第 1 条 この規約は、神戸市人と猫との共生に関する条例（平成 28 年 12 月条例第 22 号。以下「条例」という。）第 9 条第 1 項に規定する「神戸市人と猫との共生推進協議会（以下「協議会」という。）」の組織及び事業の実施に関し、必要な事項を定める。

(構成)

第 2 条 協議会は、別表に掲げる団体（以下「構成団体」という。）で組織する。

2 協議会が実施する繁殖制限事業等に協力可能な共生推進活動団体等（以下「協力者」という。）は、別に定めるところにより、協議会に参画することができる。

(会長)

第 3 条 協議会に会長を置く。

2 会長は、構成団体から選出された者の互選により決定する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

(協議会の事業)

第 4 条 協議会は、次に定める事業を行う。

(1) 神戸市の地域猫活動支援制度と連携した野良猫の繁殖制限

(2) 野良猫への給餌及びふん尿の処理に関する指導及び助言

(3) 猫の譲渡の推進に関する事業

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事業

(定例会議)

第 5 条 協議会は、年 2 回以上の定例会議を開催するものとする。

2 定例会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

3 定例会議は、構成団体が出席するものとする。

4 会長は、協力者、神戸市職員、その他のものの出席を求めることができる。

5 会長が、事故その他やむを得ない理由により定例会議に出席できないときは、会長の所属する団体に所属する者が会長の職務を代行する。

(定例会議の決定事項)

第 6 条 定例会議は、次の事項を審議、決定する。

(1) 事業計画及び収支予算、事業報告及び収支決算に関すること。

(2) 規約の制定、改廃に関すること。

(3) 構成団体の加入又は退会に関すること。

(4) その他重要事項の処理に関すること。

2 定例会議は、過半数の構成団体の出席で成立し、議事はその過半数で決するものとする。可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会に、事業部会を置き、第4条各号に掲げる事業を実施する。

2 協議会が必要と認めるときは、第1項の規定に関らず、別に部会を設置することができる。

(会計)

第8条 協議会の経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監事)

第9条 協議会に監事を置く。

2 監事は、構成団体に所属する者とする。

3 監事は、年1回以上協議会の事業及び会計を監査し、定例会議に報告する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、公益社団法人神戸市獣医師会に置く。

2 協議会の庶務は事務局において処理する。

(協議会の業務に係る傷害補償及び賠償責任補償)

第11条 構成団体に所属する者又は協力者が協議会の業務を実施するにあたって生じた傷害補償及び賠償責任補償については、別に定める。

(その他必要な事項)

第12条 この規約に定めるもののほか、運営その他必要な事項は、会長が定例会議に諮って定める。

(附則)

この規約は、平成29年4月17日から施行する。

(附則)

この規約の変更は、平成29年9月21日から施行する。

(附則)

この規約の変更は、令和元年5月31日から施行する。

(附則)

この規約の変更は、令和元年8月20日から施行する。

(附則)

この規約の変更は、令和2年6月1日から施行する。

別表（第2条関係）

獣医師が組織する団体	公益社団法人 神戸市獣医師会
共生推進活動団体	特定非営利活動法人 神戸猫ネット
	公益社団法人 日本動物福祉協会
	公益社団法人 Knots
	株式会社 フェリシモ
	ネスレ日本 株式会社
	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
	特定非営利活動法人兵庫猫のミーナ
	公共的団体等
神戸市婦人団体協議会	
神戸市商店街連合会	
株式会社 神戸新聞社	

監査報告

令和2年5月13日

神戸市人と猫との共生推進協議会

会長 中島克元 様

監事 公益社団法人 Knots

理事長 高永佳与子



事務局から提出された令和元年度の事業報告及び一般会計の歳入・歳出決算を下記により監査したところ、帳票、諸帳簿の記入並びに書類作成などすべて正確だったことを確認しましたので報告します。

記

1. 監査年月日 令和2年5月13日
2. 監査書類 令和元年度事業報告書、現金出納簿、収入支出命令簿
預金通帳

以上

監査報告


令和2年5月13日

神戸市人と猫との共生推進協議会

会長 中島克元 様

監事 神戸市商店街連合会

専務理事兼事務局長

小竹敏夫 

事務局から提出された令和元年度の事業報告及び一般会計の歳入・歳出決算を下記により監査したところ、帳票、諸帳簿の記入並びに書類作成などすべて正確だったことを確認しましたので報告します。

記

1. 監査年月日 令和2年5月13日
2. 監査書類 令和元年度事業報告書、現金出納簿、収入支出命令簿
預金通帳

以上

令和元年度 野良猫繁殖制限事業実施結果

1. 野良猫繁殖制限の申請等の件数

①地域猫活動等の支援申込

区	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	計
申請件数	9	3	20	12	24	25	20	13	15	141件
手術対象数	42	11	126	66	155	246	175	49	149	1,019匹

②野良猫の多い地域に関する情報提供

区	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	計
申請件数	4	1	12	5	32	33	13	7	7	114件

※支援申込と重複する情報提供地 46件（以前の申請を含む）

③継続支援（管理票の追加発行等）の要望

区	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	計
要望件数	11	2	23	30	35	41	23	22	29	216件

※以前に新規支援した地域を含む

2. 野良猫繁殖制限の支援地域数

①新規支援地域数（新たに管理票を発行した地域）

区	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	計
今年度申請分	10	3	21	15	39	43	26	12	17	186件
過年度申請分	2	1	6	2	14	8	4	5	2	44件
計	12	4	27	17	53	51	30	17	19	230件

※重複する申請地域数 73件

②継続支援地域数（管理票を追加発行等した地域）

区	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	計
今年度申請分	3	1	9	7	17	16	11	4	8	76件
過年度申請分	8	1	14	26	19	28	15	20	22	153件
計	11	2	23	33	36	44	26	24	30	229件

3. 野良猫繁殖制限事業による手術数

①区別の実施地域数・手術数

区	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	計	
実施地域数	18	4	32	40	48	55	35	31	37	300件	
手術数	新規支援地域	38	13	70	47	142	204	139	61	93	807匹
	継続支援地域	47	5	77	182	141	264	167	161	242	1,286匹
	計	85	18	147	229	283	468	306	222	335	2,093匹

②月別・雌雄別の手術数

月	雄	雌	計
4月	82	93	175
5月	57	71	128
6月	46	58	104
7月	60	72	132
8月	87	86	173
9月	85	81	166
10月	86	112	198
11月	143	175	318
12月	101	68	169
1月	79	75	154
2月	78	85	163
3月	104	109	213
計	1,008匹	1,085匹	2,093匹



申請状況マップ



譲渡会情報

協力者募集

ご支援のお願い

公式フェイスブック

人と猫とのハーモニーが聴こえる街

神戸市

人と猫との共生推進協議会

お知らせ

協議会について

繁殖制限事業

地域猫活動との連携

飼い主・給餌者の方へ

地域住民の皆さんへ

関連リンク



公式フェイスブック



特設ウェブサイト



猫が歌う！ にゃかペラKOBE



動物愛護支援事業へのご寄付のお願い

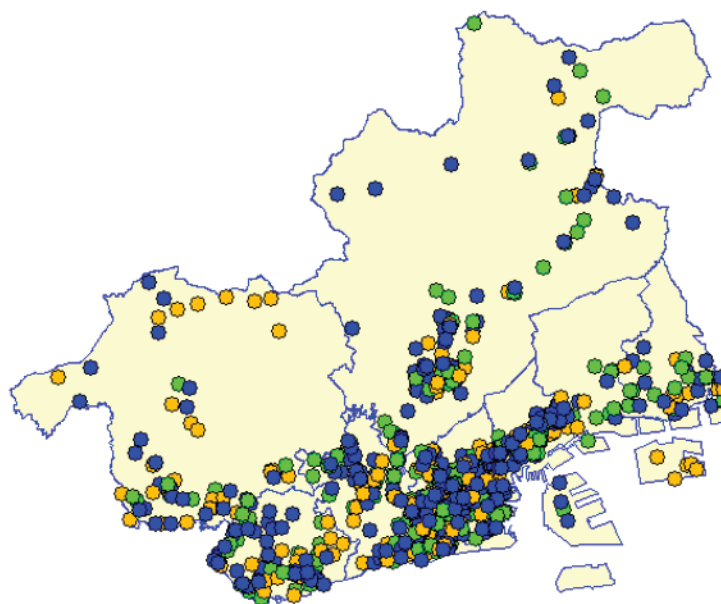
KOBE

ペットと共に楽しく暮らせる街のために

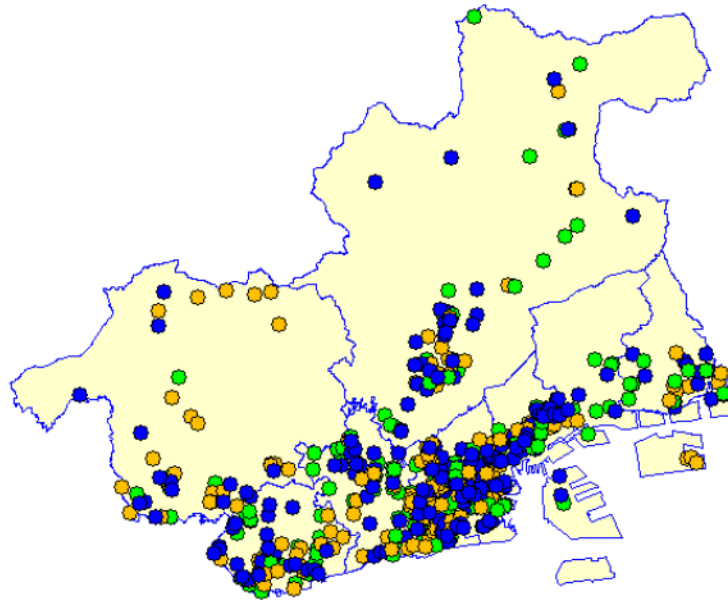
申請状況マップ

[手術実施状況マップも見る](#)
[実施状況のページに戻る](#)

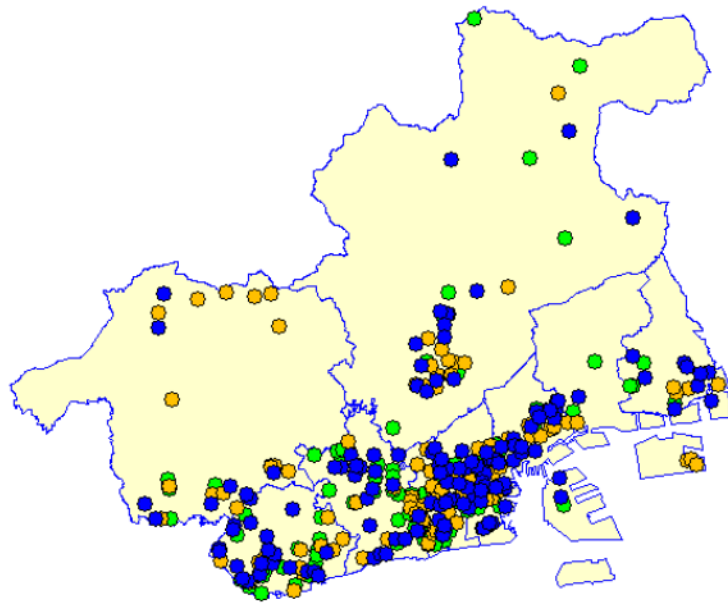
● 支援申込（うち、● 地域猫活動地域）、● 情報提供



令和元年度末の申請状況



平成30年度末の申請状況



平成29年度末の申請状況

[▲このページのトップへ](#)

神戸市人と猫との共生推進協議会事務局
〒651-0083 神戸市中央区浜辺通4-1-23
三宮ベンチャービル 605号
TEL 078-262-1157, FAX 078-262-1158



手術実施状況マップ



譲渡会情報

協力者募集

ご支援のお願い

公式フェイスブック



人と猫とのハーモニーが聴こえる街

神戸市

人と猫との共生推進協議会



お知らせ

協議会について

繁殖制限事業

地域猫活動との連携

飼い主・給餌者の方へ

地域住民の皆さんへ

関連リンク

手術実施状況マップ



公式フェイスブック

[申請状況マップも見る](#)

[実施状況のページに戻る](#)



特設ウェブサイト



猫が歌う！ にゃかペラKOBE

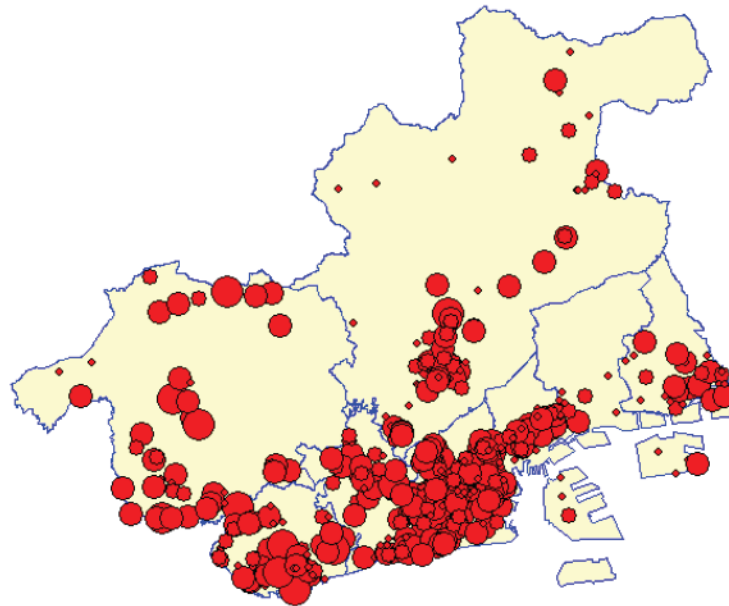


動物愛護支援事業へのご寄付のお願い

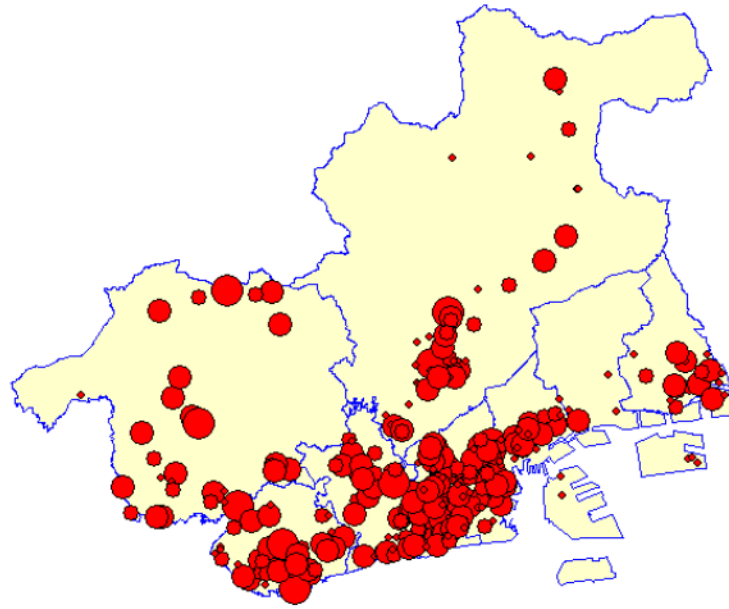
KOBE

ペットと共に楽しく暮らせる街のために

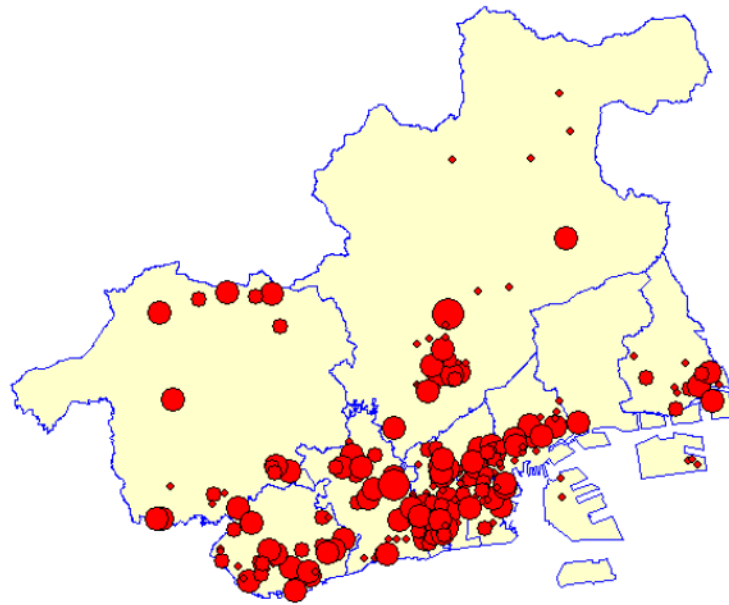
● 5匹未満、● 10匹未満、● 50匹未満、● 50匹以上



令和元年度末の手術実施状況



平成30年度末の手術実施状況



平成29年度末の手術実施状況

[▲このページのトップへ](#)

神戸市人と猫との共生推進協議会事務局
〒651-0083 神戸市中央区浜辺通4-1-23
三宮ベンチャービル 605号
TEL 078-262-1157, FAX 078-262-1158

「神戸市人と猫との共生に関する条例」の取組み状況について

令和2年5月 神戸市健康局

1. はじめに

平成29年度に施行された、「神戸市人と猫との共生に関する条例」に基づき設立された「神戸市人と猫との共生推進協議会」と神戸市が協働し、野良猫をこれ以上増やさない取り組み（繁殖制限事業等）や猫の譲渡などの事業を推進している。

2. 事業の進捗状況

(1) 殺処分の削減について

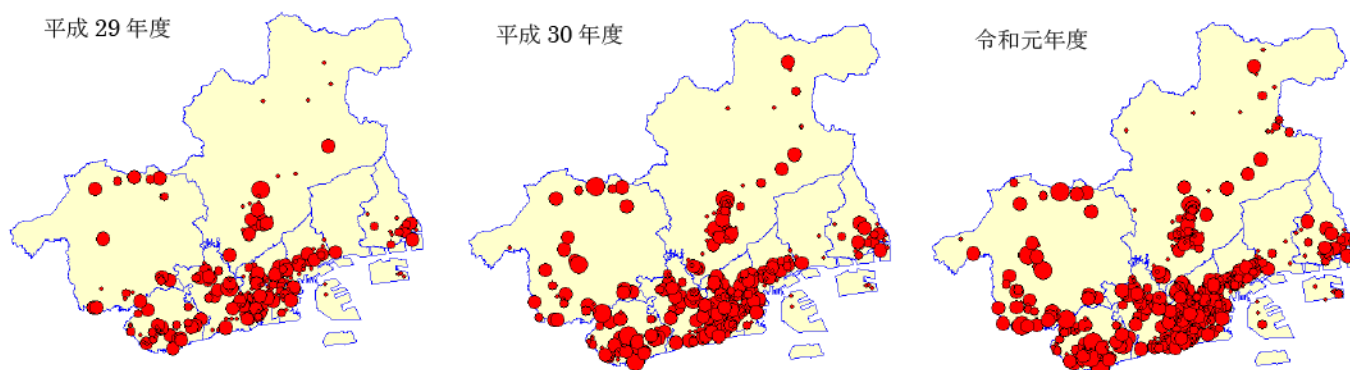
(ア) 野良猫の繁殖制限事業の状況

繁殖制限事業に関する要望については、協議会において野良猫の生息状況や苦情の状況など検討したうえで、繁殖制限が必要な区域を選定している。

令和元年度は230地域を新規の支援地域として選定、また、継続的な支援を229地域に行い、合計2,093匹の野良猫に不妊手術を実施した。

（参考：平成29年度手術数 2,051匹、平成30年度手術数 1,844匹）

○手術数の推移（累計）



(イ) 猫の譲渡の推進事業

市内で保護された猫の譲渡会情報について、協議会のホームページ、フェイスブック等による情報発信、また、協議会主催の譲渡会の実施している。

また、市においても神戸市獣医師会中心にご協力いただき、譲渡前仔猫のミルクボランティア、譲渡候補犬猫の健康管理を行い、譲渡を推進している。

○神戸市における猫の引取り数等の変遷

年度(平成)	引取・収容数	(仔猫再掲)	譲渡数	殺処分数	(仔猫再掲)	殺処分率
25	1,264	(1,136)	29	1,230	(1,110)	97%
26	668	(638)	53	615	(597)	92%
27	768	(694)	91	673	(609)	88%
28	579	(512)	161	406	(347)	70%
29	609	(441)	237	351	(246)	58%
30	509	(368)	298	225	(118)	44%
R1	350	(271)	237	103	(67)	29%

(2) 野良猫の適正管理

(ア) ガイドラインの周知

猫の適正管理について啓発、指導を進めているため、猫に関わる全ての人たちがそれぞれの立場ですべきことをまとめたガイドラインを協議会と市で関係各所や動物取扱業等に配布している。また、ガイドラインの内容のうち、令和2年2月に野良猫に特化したA4リーフレットを作成し、野良猫の適正管理の啓発を行っている。

○ガイドライン配布状況（令和2年3月時点）

配布先	協議会 構成団体等	繁殖制限 対策地域	地域団体	市関係部局 警察等	動物取扱業
配布数	約 600 冊	約 300 冊	12,000 枚※	約 1,700 冊	1,550 冊

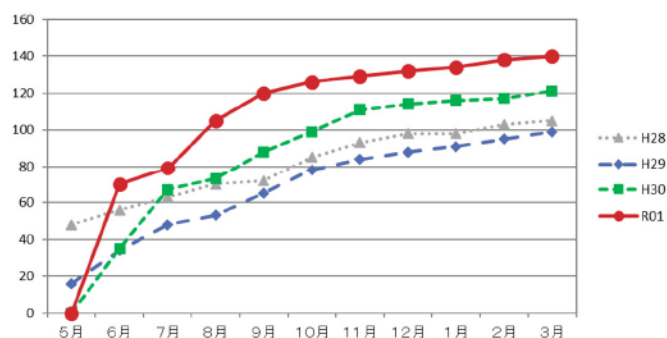
【冊子版(A4 34 ページ)約 4,150 冊、※概要版(A4)11,000 枚・野良猫版(A4)1,000 枚 合計 16,150】

(イ) 「地域猫活動」の推進

不妊手術した後、地域に戻される野良猫の適正管理推進のため、地域住民の理解の下で適正に管理する「地域猫活動」団体を登録している。

○地域猫団体登録数

平成 28 年 ※条例施行前	105
平成 29 年	99
平成 30 年	121
令和元年度	140



(ウ) 野良猫に起因する相談について（別紙の自治会アンケート結果報告とおり）

条例が施行されてから3年目となり、①野良猫の増減、②猫に起因する相談の増減、③条例がどの程度周知されているか、等について市内の自治会を対象に野良猫に関するアンケートを実施した。アンケートにガイドラインの概要版・野良猫版（ともにA4サイズ）を送付し、条例の周知と野良猫の適正管理についての啓発を実施した。

3. 「ふるさと納税制度」を活用した譲渡促進事業の支援

㈱フェリシモと提携し、令和元年2月末で681件1,181万円の寄付をいただいている*。

寄附金は、協議会事業の繁殖制限費用や、譲渡前仔猫のミルクボランティア、譲渡候補犬猫の健康管理・不妊去勢手術費用等に充当し、譲渡を推進している。

※参考：平成28年度463件857万6千円

平成29年度666件1,374万円

平成30年度770件1,648万円

自治会アンケート結果報告

神戸市健康局

1. 実施目的

平成 29 年 4 月に「神戸市人と猫との共生に関する条例」が施行され、人と猫とが共生する社会の実現を目指し、猫によるトラブルと殺処分をなくすことを目標として、事業を実施している。施行 3 年が経過したことをうけ、実施してきた事業の検証・評価と今後の事業への取組方針の検討を行うため、地域の意見を収集し、考察を行った。

2. 調査期間

令和 2 年 2 月 1 日～28 日

3. 対象

市内自治会長または役員

送付自治会数 1058 自治会（参考：全自治会数 2655）※統計学的に十分な回答が得られるよう、全自治会からランダムに抽出した。

4. 調査方法・回収状況

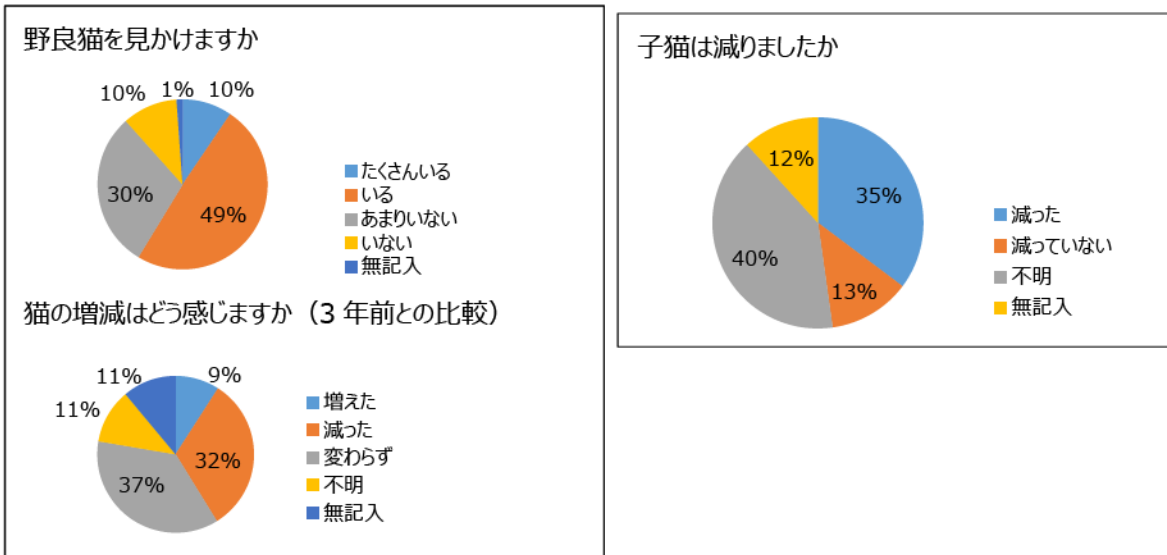
自治会あてにアンケートの郵送配布、FAX または郵送回収（回答数 726 自治会）

5. 結果

【見かける野良猫の数・子猫の増減について】

野良猫を見かけるかという問いに対し、「たくさんいる」「いる」と回答した自治会が 58.7%であった。また、3 年前との比較では、増加したと回答した自治会は 9.1%、減少したと回答した自治会は 32.1%であった。

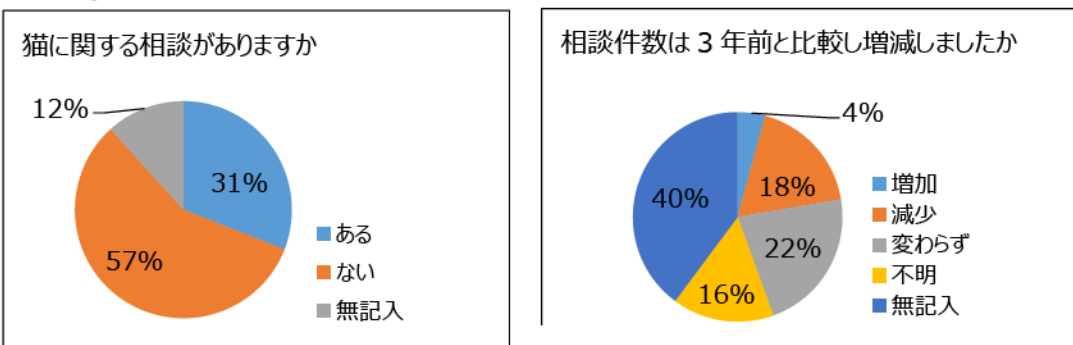
子猫については 35%の自治会で見かけなくなってきたと回答している。



【猫に係る相談について】

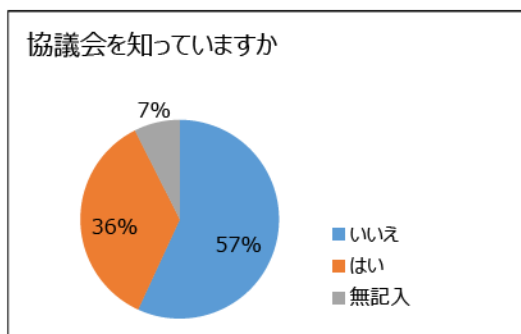
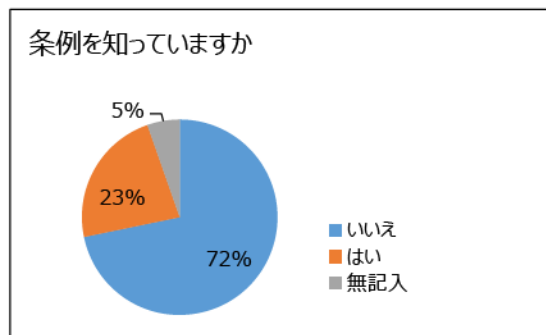
猫に関わる相談が寄せられると回答した自治会は 31%であった。

また、3 年前と比較した相談数の増減に関しては、減少したと回答した自治会は 18%であり、増加したと回答した自治会が 4%であった。



【条例の周知について】

条例や協議会について、「知らない」との回答が多数を占め、条例については 72%、協議会については 57%が「知らない」と回答した。



7. 考察

【見かける野良猫の数・子猫の増減について】

野良猫が「たくさんいる」・「いる」と回答した自治会は合計 59%であり、いまだに野良猫が広く生息している結果となったが、「減少した」と回答した自治会は 32%で「増加した」との回答を上回った（「増加した」との回答は 9%）。このことから、野良猫は徐々に減少していると考えられる。また、子猫の減少がみられる地域が全体の 3 割強となっており（35%）、野良猫の数はさらに減少していくことが期待される。これは、神戸市全域で野良猫の繁殖制限実施し、新たに子猫が生まれること抑制したことが影響していることが示唆された。

また、神戸市における猫の殺処分数についても条例施行前の平成 28 年は 406 匹（子猫 347 匹）であったが令和元年度は 103 匹（子猫 67 匹）まで減少している。よって、「猫の殺処分をなくす」という目標に着実に近づいている。

【猫に係る相談について】

猫に係る相談については「警察沙汰になった」「長年、猫による糞尿被害等で困っている」との意見もあり、深刻な問題になっている自治会も見受けられた。しかし、全体では相談が「ある」と回答した地域は 31%であるが、最も少ない灘区では 14%、一方、須磨区では 38%であり、地域差があることが示唆された。

【条例・協議会の周知について】

条例の施行後、広報紙やリーフレットの配布また地域住民への説明（自治懇談会・婦人市政懇談会）などを実施してきたが、十分に周知されていないことが分かった。「人と猫との共生に関するガイドライン」の配布・啓発を引き続き行うことで更なる周知に努めていくことが必要である。

その他、自由記載欄では「不妊手術が野良猫減少に大いに効果を示している」「活動者の方に感謝している」との意見があった。また、「野良猫の数が減った」「（協議会の事業・地域猫活動は）いいことだと思う」「野良猫と共生していきたい」との前向きな意見も見られた。

以上のことから、「猫の殺処分をなくす」ということについては、目標に近づきつつあるが、一方で、猫による相談は依然としてあることから、猫による生活環境の被害の防止については、地域猫活動の推進や不適切な給餌者への指導等による取組みを進めていく必要がある。また、野良猫の減少は見られることから、トラブルについても減少することが期待されるため、今後とも全市における繁殖制限を推進していくことが必要と考えられる。

併せて、条例の周知を十分に実施するため、協議会による繁殖制限実施時に、条例の啓発を行う等の対策をすすめ、「猫と共生する社会の実現」を目指していく。